

200円

提案の具体的な内容

主なポイント

標準職務の改正

「数による一律昇格」を廃止
「」を導入

5級	6級	7級	8級
リーダー	マネージャー	事務局次長	事務局長
マネージャー	事務局次長	事務局長は基本年俸表を導入	

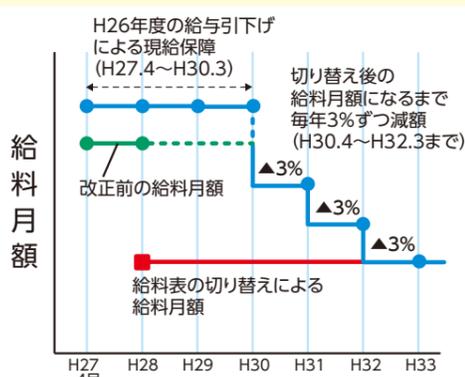
ル等

4級	5級	6級	7級
主査	副薬局長	薬局長	理事長が定める職務
技師長	技師長		
支師長)	(薬局長)		
薬局長)	副薬局長	薬局長	理事長が定める職務
括主査 技師長	副薬局長 技師長		

4級	5級	6級	7級
看護師長 (主任)	看護師長	副看護部長	看護部長
看護師長	副看護部長	看護部長は基本年俸表を導入	

：3級→2級) 場合は、同額または直近上位の位の基本給月額がない場合は、その級の最高号

経過措置イメージ図



当局提案の概要

大阪府立病院機構「人事・給与制度等の改革」

- ①職員の意欲や能力を引き出す制度の整備
- ②頑張る職員に報いる給与制度の構築
- ③職員のワークライフバランスを支援する制度

(1) 職員の意欲や能力を引き出す制度の整備

①事務部門の改革方針

- ・病院経営を支える専門集団と自立的な法人運営を担うプロパー職員の育成
- ・機動的で効率的な病院組織づくり
- ・法人全体としての事務部門の組織力の活性化

②職員のキャリアアップを促す研修(支援)制度の新設

ア) 看護師他センター研修の創設

一定の経験年数を有する看護師の他センターでの研修制度

イ) 長期自主研修期間を「職免」の対象に

診療報酬上の施設基準において資格者を必置とするなど、病院経営や診療機能の維持・向上に不可欠な認定資格や専門資格の取得による長期自主研修期間について、サービスを休職(無給)ではなく職免扱いに

③職員が将来設計を描ける制度の構築

ア) 再雇用制度の改正

退職直前の職階に関わらず、新たに再雇用職員を「シニアスタッフ」として、雇用形態の統一化を図るなどの制度改革の検討

(2) 頑張る職員に報いる給与制度の構築

①給与制度改革

②職員のやる気や頑張りに応える手当の充実

(3) 職員のワークライフバランスを支援する制度

子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができる制度を構築する。

①小学校就学後の育児支援制度の充実

②新たな休暇制度の創設

③短時間勤務制度の検討

府立独自の最高号俸を廃止

事務職

	3級	4級
93号俸	378,700	390,700
94号俸	379,000	390,900
95号俸	379,300	391,100
96号俸	379,600	391,300
97号俸	379,900	

国立病院機構を上回って独自に設定している号俸を廃止



医療職(二)

1級	4級	5級
153号俸	85号俸	65号俸
279,200	385,100	403,700
154号俸	86号俸	66号俸
279,300	385,500	403,900
172号俸	96号俸	76号俸
281,100	389,500	405,900

医療職(三)

2級	5級
153号俸	93号俸
332,500	390,300
154号俸	93号俸
332,600	390,700
160号俸	98号俸
333,200	392,300



- 「1 職階 1 職務の級」の導入
- 役職につかないと給料は上がらない

看護師33万2500円 技師27万9200円 事務28万5600円で頭打ち!?

調整額の廃止・特殊勤務手当化

結核患者からの結核感染や精神病患者と絶えず接することによる感染の危険や職務に相当の困難があるなど職務の特殊性に着目して、措置された調整額について、医療をとりまく環境の変化並びに国立病院機構の基本給の調整額に準拠し、見直す。

特殊業務手当支給区分表(案)

急性期・総合医療センター

職種	職階等		部署等	手当(案)
	課長級以上	その他		
医師	課長級以上		精神科	10,100
			障害者歯科	10,100
	その他		精神科	17,600
			障害者歯科	17,600
看護師、助産師、准看護師	看護部長、副看護部長(専任)を除く。		精神科病棟	12,500
			障害者歯科	非支給
歯科衛生士			障害者歯科	12,500
心理 ※精神保健福祉士を含む			精神科	非支給
看護助手			精神科病棟	12,500

呼吸器・アレルギー医療センター

職種	職階等		部署等	手当(案)
	課長級以上	その他		
医師	課長級以上		感染症内科	10,100
			その他診療科	非支給
	その他		感染症内科	17,600
			呼吸器内科	非支給
		アレルギー-内科		
		その他診療科		
看護師、助産師、准看護師	看護部長、看護副部長(専任)、中央材料(看護師長)を除く。		結核病棟	12,500
			結核外来	
臨床検査技師			細菌担当	12,500
			その他	非支給
診療放射線技師				非支給
ケースワーカー				非支給
理学療法士				非支給
視能訓練士				非支給
臨床工学技士				非支給
看護助手				12,500

精神医療センター

職種	職階等		手当(案)
	課長級以上	その他	
医師	課長級以上		10,100
	その他		17,600
看護師、准看護師	病棟勤務者		12,500
	外来・デイケア勤務者		12,500
臨床検査技師			非支給
診療放射線技師			非支給
ケースワーカー ※精神保健福祉士を含む			非支給
心理			非支給
作業療法士			非支給
保育士・児童指導員 ※精神保健福祉士を含む			非支給
看護助手			12,500
自動車運転手			非支給

経過措置

調整額から特殊業務手当の差額の経過措置

H28.4.1~H29.3.31	2 / 3 保障
H29.4.1~H30.3.31	1 / 3 保障
H30.4.1~	0 / 3 保障

退職手当の基礎としないことによる退職手当に対する経過措置

(見直しの前日に受けていた調整額に対する次の区分の割合の額を暫定調整額として退職手当の基礎とする)

H28.4.1~H29.3.31	2 / 3
H29.4.1~H30.3.31	1 / 3
H30.4.1	0 / 3

精神医療センターのある看護師の場合

現行 調整額 20,400円/月
↓
特勤手当化 12,500円/月
(引下げ額 ▲7,900円)

H28年4月~
12,500円 + 5,266円 = 17,766円/月
H29年4月~
12,500円 + 2,633円 = 15,133円/月
H30年4月~
12,500円/月

基本給表の級構成と標準

- 1 職階 1 職務の級を基本に再編
- 「昇任を伴わない昇格」「在職年数」
- 事務局長と看護部長に「年俸制」

【事務職基本給表】

	1 級	2 級	3 級	4 級
現在	一般職	主任 主査	主査	リーダー
提案	一般職	主査	サブリーダー	リーダー

新設

【医療職基本給表(二)】コメディカル

	1 級	2 級	3 級	4 級
現在	技師	主任	主査	主査 副技師
提案	技師	主任	主査	副技師

【医療職基本給表(三)】看護師

	1 級	2 級	3 級	4 級
現在	准看護師	助産師 看護師	主任	副看護 (主任)
提案	准看護師	助産師 看護師	主任 副看護部長	看護部

給料表の切り替えで下位の級になる(例: 3 基本給月額に切り替え、同額または直近上位の給の月額に(要は「頭打ち」になる))

経過措置

- ① 給料月額が低くなる場合は、平成28年度から毎年3%ずつ引下げ(平成32年3月までの4年間)ただし、平成28年度~29年度は、平成26年度の「給与改正」における現給保障期間のため、引下げは0%となる。
- ② 独法化前の「昇任を伴わない昇格」(標準職務表を超えて格付けされている職員)については、平成28年度~29年度の現給保障後の経過措置はなし。

経過措置イメージ図